

## 第1 目的

障がい者も健常者も互いに同じ目線で一つの目的を楽しむことで双方の心理的な壁を解消するとともに、障がい者の積極的な社会参加を促すことを目的とする。活動を通して①医療・介護・福祉に対する心のバリアフリー、②医療介護福祉専門職のモチベーション向上とイメージアップ、③地域住民とともに福祉のまちづくりを目指す。

## 第2 登録機関

「ヘリテボ」サポーターの登録機関は任意団体 heritevolution「ヘリテボ」とする。

## 第3 「ヘリテボ」サポーターとして登録する事項は以下とする。

名前、メールアドレス、年齢、性別、職種、障がいの有無、住所

## 第4 登録要件

- (1) サポーター活動として意欲のある個人
- (2) 登録しようとする年度の4月1日現在で13歳以上であること。18歳未満の場合保護者の同意等を必要とする。
- (3) 登録事項に示す各項目に係る個人情報のうち、必須とされている個人情報及び任意とされている個人情報のうち公開を可とするものについては「ヘリテボ」サポーターとして登録した個人は（以下「登録者」という）第7に規定する事項を heritevolution「ヘリテボ」に提供されることを了承するものであること。
- (4) 営利を目的としないこと。
- (5) 法令を遵守するものであること。
- (6) 政治上の主義を推進、支持、またはこれに反対することを目的とするものではないこと。
- (7) 特定の公職の候補者もしくは公職にある者または政党を推薦・支持またはこれらに反対することを目的とする者でないこと。
- (8) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを目的とするものでないこと。
- (9) 暴力団もしくはその構成員の統制の下にある団体ではないこと。
- (10) 本規約を遵守するものであること。

## 第5 登録の手続き

「ヘリテボ」サポーターとして登録を希望する個人は、「ヘリテボ」ホームページ<https://www.heritevoluion.com>に必要事項を入力し登録機関に提出するものとする。

## 第6 登録の有効期限

登録の有効期限は、登録日から3年を経過した日の属する年度の年度末までとする。

## 第7 登録者名簿の作成

登録機関は、「ヘリテボ」サポーター活動を促進するため「ヘリテボ登録者名簿」（以下「登録者名簿」という）を作成し、heritevolution「ヘリテボ」が管理するものとする。

## 第8 登録者の心得

- (1) 登録者は、「ヘリテボ」サポーター活動を行う場合は、組織との連携に努めなければならない。
- (2) 登録者は、「ヘリテボ」サポーター活動時において活動に関わる全ての者と交流を図るよう心がけるものとする。

## 第9 講習会等の実施

登録機関は、登録者に「ヘリテボ」におけるサポーター活動に関する情報提供を行う。

## 第10 登録の変更、取り消し、退会

登録者は、登録時に届け出た事項に変更が生じた場合又は登録の取り消しを希望する場合は登録機関に速やかに報告するものとする。退会の意思を登録機関に届け出ることによりいつでも退会できる。

## 第11 登録の抹消

- (1) 登録機関は、登録者が以下に該当する行為を行った場合、登録を抹消し速やかに登録者に通知する。
- (2) 登録機関や登録者を誹謗中傷する行為又は公序良俗に反する行為。
- (3) 「ヘリテボ」が認めない不正な行為があった場合。
- (4) その他、本規約のいずれかに違反した場合。

## 第12 費用弁償等

- (1) 登録者は、「ヘリテボ」に対して、サポーター活動の実施について費用弁償を請求することはできない。
- (2) 登録者は、「ヘリテボ」に対してサポーター活動中の事故等による損害について賠償を求めることはできない。

## 第13 その他

heritevolution「ヘリテボ」は、登録者がサポーター活動を行う際の事故等を補償するため、スポーツ障害保険等の各種保険に加入する。